

「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画（案）」について

1 策定の趣旨

本県の建設業を取り巻く厳しい就労環境を踏まえ、国や関係団体と協力し、建設工事従事者の安全と健康の確保、処遇の改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、担い手の確保、さらには建設業の発展に資することを目的に策定する。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

3 計画の基本方針等（概要は別紙のとおり）

基本方針	主な具体的取組
①責任体制の明確化、適正な請負代金・工期の設定	○下請代金のうち、労務費相当分現金払の推進 ○週休2日工事の拡大 ○施工時期の平準化の推進
②施工計画等における安全及び健康の確保	○自主的取組の促進等による安全性の向上 ○i-Construction等、安全な工法の普及促進 ●「新しい生活様式」を取り入れた職場環境の改善
③安全及び健康に関する意識の向上	○一人親方を含む安全衛生教育の促進 ○メンタルヘルス、ハラスメント対策の推進
④処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進	●資格取得の推進等によるキャリアアップ支援 ●建設業におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進 ●多様な担い手が活躍できる職場環境の実現（女性、シニア、外国人）

●・・・徳島県独自項目

4 計画の特色

「新しい生活様式を取り入れた職場環境の改善」、「デジタル化、スマート化によるデジタル・トランスフォーメーションの推進」、「多様な担い手が活躍できる職場環境の実現」など、若者や女性の視点に立った徳島県独自の項目も取り入れ、「就労環境全体の改善」を目指すとしたもの

5 今後のスケジュール

2月定例会閉会后、年度内に策定・公表

建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画（概要）



第1 現状と課題

- ・徳島県の建設業においては、令和元年で147人の労働災害、3人の死亡労働災害が発生、労働災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進することが必要
- ・労働安全衛生法の遵守徹底や建設業者等による安全性の点検等、自主的な取組の一層の推進には、請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期の設定、建設工事従事者の処遇の改善等が必要
- ・若者の入職の減少とともに建設工事従事者の高齢化が進行する中、中長期的な担い手の確保が急務

第2 基本的な方針

- 責任体制の明確化、適正な請負代金・工期の設定
- 施工計画等における安全及び健康の確保
- 安全及び健康に関する意識の向上
- 処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進

第3 総合的かつ計画的に講ずべき施策と具体的取組

I 責任体制の明確化、適正な請負代金・工期の設定

- 責任体制の明確化
- 経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
 - 安全衛生経費等の適切かつ明確な積算
 - ・立入検査等による法令遵守の徹底 等
 - 適切な工期の設定
 - ・週休二日工事の拡大、適正な工期確保及び施工時期の平準化の推進 等

◎労務費相当分を現金払とする
県内建設企業の割合
R①93.6%→R⑦100%

II 施工計画等における安全及び健康の確保

- 建設現場の安全性の向上等
 - 安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の推進
 - ・リスクアセスメント、安全点検、パトロール等、自主的な取組の推進 等
 - 安全及び健康に配慮した設計、工法や資機材の普及促進
 - ・i-Constructionなど、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及推進
- ★(3) 「新しい生活様式」を取り入れた職場環境の改善
 - ・コロナ禍における「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底
4. 墜落・転落災害防止対策の充実強化
 - 労働安全衛生法令の遵守徹底
 - 墜落・転落災害防止対策の充実強化
5. 建設現場における措置の統一的な実施
 - 建設業者間の連携の促進
 - ・元請負人による統括安全衛生管理の徹底
 - 一人親方等の安全及び健康の確保
 - ・一人親方等の労働災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得支援 等
 - 労災保険特別加入制度の周知の徹底
 - ・一人親方等に対する特別加入制度の加入促進

◎建設業労働災害死亡者数
R①3人→R⑦0人
◎建設業労働災害数(▲5%以上)
R①147人→R⑦139人以下

III 安全及び健康に関する意識の向上

6. 安全及び健康に関する意識の向上
 - 安全衛生教育の促進
 - ・中小建設業者が行う安全衛生教育への支援促進 等
 - 安全及び健康に関する意識啓発に係る自主的な取組の促進
 - ・安全衛生活動等の情報発信、メンタルヘルス・ハラスメント対策の促進 等

IV 処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進

7. 処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
 - 社会保険等の加入徹底
 - 建設キャリアアップシステムの活用推進
 - 働き方改革の推進
 - ・適正な工期設定、週休二日等休日確保、適正な賃金水準確保、書類簡素化 等
- ★(4) 資格取得の推進等によるキャリアアップ支援
 - ・土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会の開催 等
- ★8. 生産性の向上に向けた取組
 - 建設業におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進
 - ・ICT施工や建設生産プロセス全体での3次元データの活用等、建設DXの推進
 - ICT専門人材の育成
- ★9. 多様な担い手が活躍できる職場環境の実現
 - 女性が働きやすい職場環境づくり
 - ・女性専用トイレの設置、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくり 等
 - アクティブシニアへの対応
 - 外国人労働者への対応
- ★10. 担い手の確保に向けた建設業の魅力発信
 - ・建設業の社会的役割、ものづくりの楽しさを若い世代を中心に発信、担い手確保へ

★・・・徳島県独自項目

◎・・・主要指標

◎R⑦建設業就業者数
◎R⑦建設業就業者に占める若者の割合
(29才以下)
◎R⑦建設業就業者に占める女性の割合
→全てR②国勢調査以上

第4 「徳島県計画」の推進体制

「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画推進会議（仮称）」を設置し、本計画に定められた施策を着実に推進

第5 施策等の推進状況の点検と「徳島県計画」の見直し

定期的に推進状況を点検するとともに、概ね5年を目途に検討を加える